

村木元局長 無罪



発行所
山形新聞社
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271
Copyright (c) 2010
Yamagata Shimbun

2010年
9月10日
〈金曜日〉

速電
報版子

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン

<http://yamagata-np.jp>

Mbi | eやましん

<http://yamagata-np.jp/k/>



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

大阪地裁
大判

厚労省の文書偽造事件

供述調書、証拠とせず

郵便制度悪用に絡む厚生労働省の文書偽造事件で、虚偽有印公文書作成・同行使の罪に問われた元局長村木厚子被告(54)に、大阪地裁(横田信之裁判長)は10日、文書偽造を部下に指示したことを否定し、無罪判決を言い渡した。検察側は懲役1年6月を求刑していた。



厚労省文書偽造事件の判決で、大阪地裁に入る村木厚子元局長=10日午後1時40分

元局長は一貫して無罪を主張。公判ではかつての上司や部下が、捜査段階で元局長の関与を認めた供述調書の内容を相次いで否定した。横田裁判長は5月、実行役とされる元係長上村勉被告(41)の公判中Ⅱらの供述調書について「検察が誘導した可能性がある」などとして、大半を証拠採用しないと決め、検察側は判決を前に立証の柱を失う形となっていた。

を部下の上村被告に偽造させたとして起訴された。検察側は論告で、国會議員からの口添えを背景に、実体のない「凍(りん)の会」を障害者団体と認めるよう厚生労働省内で組織的に対応した「議員案件」だったと説明。元局長の指示か了解がなければ、証明書の偽造は不可能だったと主張した。事件では計4人が起訴され、横田裁判長は「共犯」とされた凍の会設立者倉沢邦夫被告(74)の判決で「供述調書は不自然で信用性に疑いが残る」と無罪(郵便法違反罪は有罪)を言い渡した。一方、起訴状の内容を大筋で認めた元会員河野克史被告(69)は執行猶予付きの有罪としていた。